

## 議第 1 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について

### 1 趣旨

呉市身体障害者福祉センターの指定管理者を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

### 2 公の施設の概要

施設名	呉市身体障害者福祉センター
施設所在地	呉市中央 6 丁目 2 番 9 号（つばき会館内）
設置年月日	昭和 5 9 年 5 月 1 日
設置目的	障害者（児）の福祉の増進及び自立の促進を図るための施設として設置する。
設置条例	呉市身体障害者福祉センター条例
施設規模等	延べ面積 1, 2 5 0. 7 7 m <sup>2</sup> 構造・階数 つばき会館（鉄骨鉄筋コンクリート造，地下 1 階地上 7 階建て）のうち 1 階の一部及び 2 階の一部 主要施設 社会適応訓練室，日常生活訓練室
利用状況	利用者数 平成 2 8 年度 1 8, 9 4 6 人 平成 2 9 年度 1 9, 6 6 1 人 平成 3 0 年度 1 7, 6 5 9 人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	平成 3 0 年度 【呉市分】 歳入 0 千円 歳出 6, 8 5 4 千円 指定管理料 6, 8 5 4 千円 【指定管理者分】 収入 6, 8 5 4 千円 支出 6, 8 5 4 千円  ※指定管理者の収支決算詳細については，別添「指定管理業務収支状況報告書」（参考資料 1）を参照
指定管理実績	平成 1 8 年 4 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日 社会福祉法人呉市社会福祉協議会 平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日 社会福祉法人呉市社会福祉協議会 平成 2 7 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 3 1 日 社会福祉法人呉市社会福祉協議会

### 3 指定管理者の業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 使用の許可に関する業務
- (3) 上記の業務に付随する業務

#### 4 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

#### 5 団体（候補者）の概要

団体名	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
団体所在地	呉市中央5丁目12番21号
代表者氏名	会長 中本 克州
設立年月日	昭和42年5月26日
設立目的	呉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
基本財産	110,344千円
職員数	288人
役員	<p>会長 中本 克州</p> <p>副会長 城 健康 古江 由紀枝 原垣内 清治</p> <p>常務理事 山根 直行</p> <p>理事 神田 晃典 森本 勝利 山口 幸夫</p> <p>川畑 勝之 香川 治子 土本 敏明</p> <p>友井 輝道 隠村 誠二 中野 光明</p> <p>河野 一美 山田 照枝 奥先 楓</p> <p>佐藤 光子 川中 克幸 鈴木 孝雄</p> <p>新田 英樹 玉木 正治 内藤 雅夫</p> <p>監事 吉井 光廣 中野 正氣</p>
決算	<p>平成30年度</p> <p>収入 13億2,646万円</p> <p>支出 12億9,344万円</p>

#### 6 団体（候補者）から提出された事業計画書等の概要

管理運営上 の基本方針	障害者の福祉の増進及び自立の促進を図ることを目的とし、障害者が積極的に社会に出ていけるよう支援するとともに、その家族、支援者等が利用しやすく気軽に立ち寄ることができる施設にする。
管理運営体制	センター全体を統括する所長と常勤・非常勤職員各1名の計3名を配置し、施設の管理運営業務を行う。
施設の維持 管理	(1) 火災及び災害時には、つばき会館の警備体制と連携して事故等の防 止・安全対策に努める。

	(2) 職員一人一人が日常の点検や利用者との会話の中で施設の不具合を速やかに発見できるよう取り組む。
利用促進の取組	(1) センターで行っている芸術文化活動等について、障害者支援施設などに対する広報に努め、若年層の利用拡大を図る。 (2) 「呉市身体障害者利用者協議会」の場を活用したアンケートや利用者との日常的な会話などから、積極的な利用者ニーズの把握に努める。
自主事業その他サービス向上の取組	障害者が芸術や文化に対する趣味を深められるように開講している各種講座（陶芸教室、パソコン教室）や手話通訳による生活・職業相談の対応、手話奉仕員等の養成講座などの市の事業と連携し、地域福祉の推進を図る。
経費削減の取組	施設の老朽化により、年々修繕箇所が増えているため、利用者の安全を第一に考えた上で最低限必要な箇所の修繕を行うことにより経費の削減を図る。

## 7 団体（候補者）から提出された期間中の収支計画

別添「指定管理業務収支計画書」（参考資料2）のとおり

## 8 選定委員会による審査結果の概要

### (1) 候補者

団体名	団体所在地	代表者氏名
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市中央5丁目12番21号	中本 克州

### (2) 審査基準

募集方法が、非公募であったため、申請要項においてあらかじめ示したとおり、採点による審査を行わず、各基準ごとにその適否を審査しました。

審査基準	判定
ア 事業計画書等の内容が、利用しようとする者の平等利用が図られるものであること。 【主な評価の視点】 利用者の平等な利用の確保	適・否
イ 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理が図られるものであること。 【主な評価の視点】 適正に管理を行える体制（職員配置計画等） 職員の資質向上のための研修 センターの設置目的や性格、関係する法令等についての理解 個人情報への取扱いに対する考え方 事故等の緊急事態に対応可能な体制 施設の維持管理に対する基本的な考え方	適・否
ウ 事業計画書の内容が、利用促進が図られるものであること。 【主な評価の視点】	適・否

<p>施設の利用促進に係る具体的な取組</p> <p>利用者数等の数値目標</p> <p>利用者の要望（ニーズ）把握に係る具体的な取組</p> <p>苦情への対応についての考え方</p>	
<p>エ 自主事業の内容が，サービス向上につながり，施設の設置目的に適うものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>サービス向上の具体的な取組</p> <p>自主事業の内容と施設の設置目的との適合</p>	適・否
<p>オ 事業計画書等の内容が，適切かつ管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>収支計画書の規模・内容</p> <p>適正な提案額</p> <p>管理経費の縮減のための工夫</p>	適・否
<p>カ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>経営状況</p> <p>障害者（児），福祉団体等に関する知識及び経験を有する安定した管理を行える体制（有資格者の配置等）</p> <p>同種の施設の管理実績</p>	適・否
<p>キ その他施設の設置目的又は性格等に応じて別に定める基準に反していない又は満たすものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>市の施策との連携等</p> <p>利用者の精神的安定を確保するため，職員の継続雇用や円滑な引継ぎなどへの配慮（職員雇用の考え方）</p> <p>他の福祉施設・福祉活動・ボランティア団体等との連携</p> <p>人材・ノウハウを生かした特色ある取組</p> <p>障害者の雇用への配慮</p>	適・否
<p>総 合 判 定</p>	<p>適・否</p> <p>※否は失格</p>

(3) 審査結果

申請者	社会福祉法人 呉市社会福祉協議会	<p>【評価した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の施策，福祉施設，ボランティア団体等との連携により，施設の利用促進と福祉の増進に積極的に取り組む事業計画であること。</li> <li>・福祉に係る経験豊富な人材，ノウハウ等を生かし，障害者への理解や細やかな配慮により，自</li> </ul>
総合判定	適	
【内訳】		
審査基準ア	適	
審査基準イ	適	
審査基準ウ	適	

審査基準エ	適	立促進や社会参加を積極的に支援する事業計画 であること。 ・呉市身体障害者福祉センターを適切に維持管理 する実績を有していること。
審査基準オ	適	
審査基準カ	適	
審査基準キ	適	

(4) 選定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等
委員 長	長谷部 隆一	広島国際大学医療福祉学部准教授
副委員 長	北村 健二	呉市福祉事務所長
委 員	松本 美幸	中国税理士会税理士
	小田原 裕紀	呉市自立支援協議会会長
	中塩 美晴	呉市車椅子九嶺クラブ会長
	徳永 玲子	呉市手をつなぐ育成会事務局長
	海田 茂	呉市保健所参事

9 選定の理由

(1) 非公募での選定理由

当該施設は、障害者（児）の福祉の増進及び自立の促進を図ることを目的とする施設であり、これらの実施に当たっては、障害特性に応じた知識及び経験に加えて、信頼関係に基づいた継続的な支援が求められます。

呉市社会福祉協議会は、市域における社会福祉を目的とする事業の発達等により地域福祉の推進を図ることを目的とし、様々な各種福祉事業の実施・展開をしているため、同協議会の事業との連携を図りながら管理運営をすることが効果的であるため、非公募による選定手続を行うこととしたものです。

(2) 選定委員会での審査

公募により指定管理者の候補者の選定を行う場合に準じて、民間の専門的な知識を有する者等を含む委員をもって組織する選定委員会により、指定管理者としての適否の審査を行いました。

その結果、呉市社会福祉協議会が指定管理者として適当であると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。